

秋田市告示90号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、御所野近隣公園野球場等の使用料収納事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年3月13日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 受託者の住所および氏名  
秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1番地1  
公益財団法人秋田市総合振興公社  
理事長 鈴木 勉
- 2 委託事務  
御所野近隣公園野球場等使用料収納事務
- 3 指定日  
令和8年3月12日
- 4 委託期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで